



# 市・県民税(住民税)のはなし Part 3

知っているようで知らない! 「ふるさと納税」



⇒ 所得、扶養、非課税についての解説は、「Part 1」をご覧ください。

## ○「ふるさと納税」とは？

「ふるさと納税」とは、自分が住んでいる市町村以外の都道府県や市区町村に寄附を行うことで、その分の自分が払う所得税や市民税・県民税(住民税)が控除される制度です。そして、その寄附先の市町村からは、その地域の特産品等の返礼品を受取ることができます。この制度を利用すると、「払う総額はほぼ同じなのに、返礼品を受取ることができる分お得」ということで、近年利用者が増えている制度です。

## ○「ふるさと納税」で控除される金額は？

「ふるさと納税」は所得税や市民税・県民税の「寄附金控除」という制度を利用して控除されます。

合計で(「ふるさと納税」した合計金額 - 2,000円)が、寄付した年の所得税と寄附した翌年の市・県民税から控除されます。何か所に寄附した場合であっても、2,000円が控除の対象外(自己負担)となります。

## ○どのような手続きが必要なの？

「ふるさと納税」は様々なWebサイト等から申し込むことができます。詳しくは各Webサイトをご覧ください。ここでは自分の税金から控除をするための手続きについて説明します。

手続きの方法は下記の2種類があります。

### ➤ 確定申告

所得税を精算する手続きである確定申告で、「寄附金控除」として申告することで、所得税と市民税・県民税から合計で(「ふるさと納税」した合計金額 - 2,000円)が控除されます。

※※※注意!!※※※

確定申告書1表の「寄附金控除」だけではなく、2表の「寄附先の名称」「住民税に関する事項」にも記載がない場合、「ふるさと納税」なのか、その他の寄附金なのか判別ができず、控除が漏れたり、確認のために反映が遅れたりする可能性があります。スマホで電子申告すると記載が漏れづらいのでおすすめです。

(確定申告書2表記載例 ○○市と××村に計10,000円をふるさと納税した場合)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額	寄附金控除に関する事項(円)
	円	円	円	寄附先の名称等 ○○市、××村 寄附金 10,000円
住民税・事業税に関する事項				
住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
	円	円	円	円
				特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要
				給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法
				特別徴収 自分で納付
				都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象) 10,000円
				共同基金、日赤 その他の寄附
				都道府県条例指定寄附
				市区町村条例指定寄附
退職所得のある配偶者・親族の氏名				
個人番号				
続柄				
生年月日				
退職所得を除く所得金額				
障害者				
その他 寡婦・ひとり親				

手金保険料や生命保険料は添付書類台紙に

## ➤ 「ワンストップ特例」

お勤めの方等で、「ふるさと納税」以外に、特に確定申告をする収入や控除がない場合、「ふるさと納税」をした自治体に申請書を送るだけの簡単な手続きで控除を受けることができる制度です。マイナンバーカードをお持ちであれば、「ワンストップ特例」の申請がスマホのアプリからできる自治体もあります。

こちらの場合は、居住している市町村の市民税・県民税から（「ふるさと納税」した合計金額 - 2,000円）が控除されます。

### ※※※注意！！※※※

下記の場合は、「ワンストップ特例」が適用できません。手続きが無効（税金が控除されない）になってしまうので、注意してください！！



- × 確定申告をした場合、または後から確定申告をする場合
- × 5か所を超える自治体に「ふるさと納税」した場合
- × 「ワンストップ特例」申請時に記入した住所地とは別の自治体で住民税が課税される場合（年の途中で引っ越した場合等）

※無効になってしまった場合は、**確定申告をするか**、一度出した確定申告している場合は「**更正の請求**」等の手続きをとることにより、再度有効にすることができます。

## 〇いくらまで「ふるさと納税」できるの？

「ふるさと納税」によって税額の控除を受けられる金額には**上限があります**。上限を超えて寄附をしても、返礼品をもらうことはできますが、**税金の控除を満額受けることができなくなります**。

上限額の計算は非常に複雑ですが、各「ふるさと納税」取扱い事業者では、上限額の簡易的な試算ができるページを公開していますので、そちらである程度の目安は計算することができます。

**正確な上限の計算には、非常に細かい数字や税の知識が必要になり、計算も複雑なので、ご自分で計算することはあまりお勧めできません。**

**前年と同じ収入状況での試算であれば、ある程度正確な計算ができますので、税務課市民税係までお問合せください。**

### \* 飯田市役所からのお願い \*

飯田市にも魅力的な返礼品がたくさんあります。市外在住のご親族やお知り合いには、是非とも飯田市への「ふるさと納税」をオススメしてください！！

逆に、飯田市在住の方が「ふるさと納税」する場合、飯田市の税収が減ってしまいます。大変魅力的な制度ですが、ご理解をいただいた上でご利用いただければ幸いです。

お問い合わせはこちら  
飯田市役所 税務課 市民税係  
(代) 0265-22-4511 内線 5161~5163